

令和6年度 市民共創チャレンジ事業補助金 募集ガイド (募集要項)



目次

補助金の趣旨・・・・・・・・・・・・・	1	審査方法と審査基準・・・・・・・・・・・・・	4
市民共創チャレンジ事業について・・・・・	1	補助金交付の決定・・・・・・・・・・・・・	5
補助金を申請できる団体・・・・・・・・・・・・・	1	実績報告書の提出・・・・・・・・・・・・・	5
対象となる事業・・・・・・・・・・・・・	1	事業報告会の開催・・・・・・・・・・・・・	5
補助金の内容・・・・・・・・・・・・・	2	情報公開・・・・・・・・・・・・・	5
補助対象経費・・・・・・・・・・・・・	2	留意事項・・・・・・・・・・・・・	6
年間の事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・	3	Q & A・・・・・・・・・・・・・	6
事前相談・・・・・・・・・・・・・	3	(参考) 令和5年度事業・・・・・・・・・・・・・	7
申請書の提出・・・・・・・・・・・・・	4		

本事業に関するお問い合わせ、申請書提出先

高岡市 未来政策部 企画課

〒933-8601 高岡市広小路7番50号 市役所3階

電話 0766-20-1101 FAX 0766-20-1670

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

1 補助金の趣旨

高岡市では「共創の指針」に基づき、市民のみなさんが自分たちのまちについて考え、創り、育てていく「市民が主体的なまちづくり」を推進しています。それには、市民、団体、企業、大学、地域、行政等がこれまで以上に連携すること、地域の課題解決や新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げることを目指して取り組むことが必要です。これを「共創」による取り組みと呼んでいます。

市民のみなさんが連携して、地域を元気にし、魅力あふれるまちを創る取り組みに対し、その費用を補助することで、「共創」による取り組みを応援します。

2 市民共創チャレンジ事業について

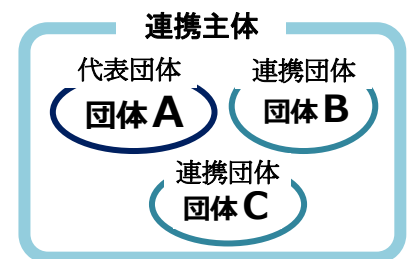
新たな事業、これまで計画のみで実行に至らなかった事業など今後の活動のための土台づくりとなる事業です。(令和6年度中に完了する事業)

3 補助金を申請できる団体

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市内で公益的・公共的な活動を行っている、5人以上の会員で組織する市民活動団体、企業、大学、地縁組織、行政等2団体以上が連携した団体（連携主体）
- (2) 連携主体の代表団体^{※1}の事務所が市内にあること

【連携主体のイメージ】



※1「代表団体」のみの要件

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1年以上継続して活動をしていること

- (3) 特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体でないこと
- (4) その他、補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体でないこと

4 対象となる事業

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市民・団体・企業・大学・地縁組織・行政等が連携して取り組む公益的・公共的な事業で、地域課題や社会的課題の解決が図られるもの又は新たなまちの魅力や地域の価値が創り上げられるもの
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できるもの
- (3) 連携主体の役割分担が明確かつ妥当で、連携して実施することにより相乗効果が高まるもの
- (4) 申請団体が市内で実施する事業であること

■対象とならない事業

- ・政治活動、宗教活動を目的としたもの ・公序良俗に反するもの
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受けるものや営利を目的としたもの
- ・政策提案のみのもの ・事業実施を伴わない調査や研究に関するもの
- ・地区住民の親睦を目的とする交流行事等のイベント開催のみを目的としたもの
- ・当該事業に国、地方公共団体、財団等の民間団体から補助金等を受けているもの
- ・これまで市の助成を受けたことのある事業で、同一団体が実施する同じ内容のもの

申請事業について、次のような取組み例は対象とならないので、取組み内容を一工夫やプラスするなどしてください。

- ・冊子（マニュアル・郷土史等）の作成、印刷のみで事業が完結してしまうもの
- ・1回限りのイベント開催で事業が完結してしまうもの
- ・趣味やサークル活動に類する仲間内だけで事業が完結してしまうもの
- ・ハード整備（土地の整備、建物の建設・修繕等）のみで完了してしまうもの

5 補助金の内容

■ 補助限度額

20万円（同一事業につき最大3年間まで）

■ 補助率

補助対象経費の80%（2年目は50%、3年目は30%）※千円未満の端数は切り捨て

6 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとします。視察に係る費用や団体の運営に係る経費（経常的経費）については対象外です。

経費区分	内 容
謝金	講師（実施団体の構成員を除く。）等への謝金
賃金	事業実施のために必要な人件費（実施団体の構成員を除く。）
旅費	講師等の旅費、会議のための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費（記念品、手土産代を除く。）、消毒液等
食糧費	外部講師等の弁当代（お茶代を含む。）及び実施団体が外部との会議や打ち合わせ開催時に供する外部講師等のお茶代（弁当代を除く。）
印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷代
通信運搬費	郵送料、宅配料（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限り対象とする。）
保険料	事業実施のために実施団体が負担する保険料
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
委託料	事業実施のために専門的な技術等を必要とするもの（調査委託、ホームページ作成委託等）
使用料及び賃借料	事業実施のための会場・施設使用料、備品等の賃借料
原材料費	工事、加工料等
工事請負費	事業実施にあたって、専門的な技術等を必要とするもの
備品購入費	1点あたり1万円を超える物品の購入費。なお、購入にあたっては、事前に市と協議するものとする。

※事業の実施によって入場料、参加料、出展料等の収入が生じる場合は、補助対象経費からその額を控除するものとします。

※代表団体や連携団体に業務を発注する場合（支払先が代表団体や連携団体）は、対象外となる場合がありますので事前にご相談ください。

【補助対象とならない経費の例】

- ・ 視察に係る旅費等の経費
- ・ 電話代、インターネット利用料、電気代、水道代、ガス代等の団体の事務所等を維持するための経費
- ・ 修繕料（施設や備品等の修繕に係る経費）

7 年間の事業スケジュール（予定）

令和6年

- 1月 ★ 事業募集開始
事業の概要や必要書類について随時説明しますので、お気軽にお問い合わせください。
- 事前相談〔相談期間：～4月17日(水)まで〕
事業の内容確認のため、**申請書提出の前に、必ず企画課にご相談**をお願いします。
- 4月 ■ 申請書の提出〔締切：4月26日(金)〕
提出された書類の内容確認をして、内容に不備がある場合は、修正や訂正をお願いすることがあります。
- 5月 ■ 審査会〔5月中旬～〕
高岡市共創のまちづくり推進委員に対しプレゼンテーションを行っていただきます。
- 事業決定通知書の送付〔5月下旬〕
審査会の結果を受けて市長が採択事業を決定し、代表団体宛に通知書を送付します。
- 活動実施
活動を実施していく中で、相談等がある場合は、企画課へご連絡ください。

令和7年

- 3月 ■ 実績報告書提出〔事業完了後～3月31日〕
実施事業について、事業完了後から30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。実績報告書に基づき補助金を交付します。
- 4月 ■ 事業報告会〔3月～4月〕
1年間の事業成果を公開の場で発表していただきます。団体活動を広くPRするとともに、団体同士の情報交換、交流の場としてご活用ください。

8 事前相談

申請にあたり、内容確認のため必ず事前にご相談をお願いします。

- 相談期間 令和6年4月17日(水)まで
- 相談先 企画課

9 申請書の提出

■ 申請期間 令和6年4月26日（金）まで

■ 提出書類

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 市民共創チャレンジ事業計画書（様式第2号）
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支予算書（様式第3号）
（委託料、原材料費、工事請負費、備品購入費については、見積書やカタログの写し等金額の分かるものを添付してください。）
- ④ 連携主体概要書（様式第4号）
- ⑤ 団体の規約、会則等（代表団体のみ）
- ⑥ 団体構成員名簿（連携主体の構成団体全て）
- ⑦ 前年度活動報告書及び収支決算書（代表団体のみ）

※連携・協力先（行政の担当課、関係機関など）には、申請前に必ず事前協議を行ってください。

■ 提出方法

関係書類を添えて、企画課に申請書を提出してください。（原則として、郵送は不可）

提出書類のうち、①～④については、市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

提出の際に、記載内容を確認しますので、申請内容の分かる方がお越しくください。

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。

申請後、提出書類の①～④のデータをメールにて提出してください。

（情報セキュリティの運用上、USBメモリでのデータの受け渡しはできませんのでご了承ください。）

■ 申請できる事業数

1団体につき1事業のみ（1年度あたり）

10 審査方法と審査基準

事業の審査は、高岡市共創のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）委員が審査員となり審査を行います。実施団体は審査会で事業のプレゼンテーションを行っていただきます。

■ 審査方法

実施団体のプレゼンテーション及び書類審査により、各審査員の得点の平均で6割以上を獲得した団体のうち、上位の団体から予算の範囲内で「交付決定内定団体」を決定します。

※正式な補助金交付決定は、審査の結果に基づき、市長が決定します。

■ 審査基準

項目	要件・ポイント
A 市民の主体性	・市民等が連携して主体的に取り組む事業であり、連携主体の役割分担が明確 ・団体の専門性を活かした特色ある取り組みである
B 事業の公益性	・地域の課題解決や市民ニーズに対応する公益性を持つものである ・他の市民も自由に参加・参画できる事業である
C 事業の先進性	・創意工夫が盛り込まれた個性的で特色ある事業である ・事業実施により市民や他団体への活動の波及効果が期待できる
D 事業の計画性	・事業のスケジュール、予算などが適正で、実現可能なものである
E 事業の自立性	・補助金以外でも、自主財源等により事業を継続するための仕組みがなされている
F 事業の継続性	・事業が一度きりではなく継続性や発展性も見込まれる

【採点の基準・配点表】

審査基準A～Fの各項目について、次の表のとおり5段階評価で審査（採点）します。

審査で重視する項目は配点が高くなります。

評価点	採点基準
5	特に優れている／想定以上の効果が期待できる
4	優れている／かなり効果が期待できる
3	平均的・普通／一定の効果が期待できる
2	もう少し努力が必要である／少し効果が期待できる
1	努力が必要である／あまり効果が期待できない

項目	配点
A 市民の主体性	○ 10点
B 事業の公益性	○ 10点
C 事業の先進性	○ 10点
D 事業の計画性	○ 10点
E 事業の自立性	5点
F 事業の継続性	5点
合計（満点）	50点

○：重視する（評価点×2点）

■ 結果通知

審査結果は、すべての申請団体に書面で通知します。また、審査会での各審査員からの意見等を踏まえ、交付決定時に条件を付す場合があります。

11 補助金交付の決定

採択を受けた団体には、補助金の交付決定を行います。採択事業や実施団体は、市ホームページ等で公表します。なお、補助金は、交付決定額の4分の3以内の額について、事業完了前に概算払を請求することができます。詳細は、企画課にお問い合わせください。

12 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類等を提出してください。

■ 提出資料

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 市民共創チャレンジ事業実施報告書（様式第7号）
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支決算書（様式第8号）
- ④ 記録写真等の補助事業の成果を証する書類
- ⑤ 収支決算書に記載されている支出を証明する領収書等の写し
- ⑥ 市民共創チャレンジ事業評価シート（連携団体も各自記載してください）

13 事業報告会の開催

市民共創チャレンジ事業で取り組みを紹介するため、事業報告会を開催します。開催時期は、令和7年3月～4月頃を予定しています。詳しい日程や会場は、別途ご案内します。

14 情報公開

個人情報を除き、提出書類の内容は、公開の対象としています。団体名（代表団体、連携団体すべて）、事業内容、実施内容等は、市のホームページ等でお知らせしていきます。問い合わせがあった場合は、代表団体の連絡先等の情報を提供します。

15 留意事項

事業実施にあたり、次の事項にご留意ください。

- (1) 交付決定後、大幅に事業内容や予算内容の変更を行う場合は、事前に企画課にご相談のうえ、了解を得てから変更をお願いします。事前の相談等なく変更した場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 交付決定を受けた団体が、同一事業に他の公的な補助金又は助成金を受けた場合は、市に文書で報告し、申請の取り下げを行ってください。
- (3) 交付決定後又は補助金交付後に次のような事例が判明した場合は、その全部又は一部の交付決定を取消し、交付した補助金がある場合は該当金額について返還していただきます。

- ・申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき ・補助金を対象活動以外に使用したとき
- ・要綱の規定に違反したとき ・特段の事由なく、事業報告会に参加しないとき
- ・必要な調査や是正要求に従わないとき ・事由なく、活動内容と申請内容が相違したとき
- ・補助対象とされた活動が行えなくなったとき又は補助対象の要件を欠いたとき

- (4) 活動実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ず活動を中断しなければならなくなったときは速やかに企画課にご連絡ください。実施団体と協議のうえ、その後の対応について検討します。

16 Q & A

「公益的・公共的な活動」とはどのようなものですか？

例えば、自分が住んでいる地域の課題や困りごとを解決する活動や不特定多数の人が必要としているサービスを提供する活動など、地域や社会に対して役立てられる活動のことです。活動の分野は、地域活性化・まちづくり、子育て、障がい者・高齢者の自立支援、相談支援、文化芸術、スポーツなど多岐にわたります。

どのような相手と連携すれば良いのですか？

連携する相手の組織形態（市民活動団体、民間企業、自治会、教育機関、任意団体など）は問いません。ただし、補助金を申請する事業を実施するためだけに構成された一過性の団体や、団体の構成員に暴力団等を含む団体は対象外です。

連携団体の数について制限はありますか？

連携する団体の数に制限はありません。

市からの助成を受けたことのある事業で、事業内容を一部変更して取り組むものは対象となりますか？

これまで市からの助成を受けて実施したことのある事業で、実施団体及び内容が全く同じものは、連携して取り組んでも対象となりません。今回同じ連携団体であっても、新たな視点を取り入れて新たな事業を行うものは対象となります。（前回の実施事業も引き続き取り組んでください。）

既存の事業は対象になりますか？

既存の活動の単なる継続については対象となりません。

土地や建物等のハード整備を事業として検討しているのですが対象となりますか？

土地の整備や建物の建設・修繕等ハード整備のみの事業は対象となりません。ハード整備は継続事業を想定しており、それを活用した地域課題の解決やまちの魅力が創られるための取組みを行う必要があります。

営利目的の活動とは？

事業収入を専ら自分たちの利益として得る場合のことです。公益的な団体が活動の対価として参加料や会費を集めることについては、問題ありません。それ自体が地域や社会に貢献をしているといえます。そのために必要な最低限の収入を得ることについては営利目的とはみなしません。

例年実施している地域での行祭事やイベントは対象になりますか？

毎年実施している場合でもそうでなくても、単発のイベントは対象となりません。ただし、事業目標を達成するための1つの手段としてイベントが必要であると認める場合はその限りではありません。

外部講師等、実施団体の構成員、参加者への食糧費は補助対象経費になりますか？

講演会やセミナー等開催時に供する外部講師等の弁当代（お茶代を含む）及び実施団体が外部との会議や打ち合わせ開催時に供する外部講師等のお茶代（弁当代を除く）は補助対象経費になります。実施団体の構成員と参加者への食糧費は補助対象となりません。

事業の申請にあたって、事前相談は必ずしなければいけませんか？

申請書の提出前に、事務局が申請予定の事業内容や補助対象経費について確認することで、スムーズな申請につながります。必ず相談期間内に一度共創まちづくり課へ相談してください。

審査を行う「高岡市共創のまちづくり推進委員会」について

学識経験者や市民活動に関し知識経験を有する者等で構成される11名の委員による委員会で、本事業の審査や事業に対する助言・アドバイス等を行います。審査の公平性を保つため、審査員が所属する団体の申請事業については、その審査員は審査を辞退し、その他の審査員が審査します。

補助金の対象となる経費はいつからですか？

補助金の交付決定日以降からとなります。交付決定日以前に取り組んだ事業及び経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

17 （参考）令和5年度市民共創チャレンジ事業

事業名 〔連携主体名〕	太田の歴史伝承プロジェクト〔太田の歴史伝承プロジェクト実行委員会〕		
代表団体	太田校下連合自治会	連携団体	郷土誌編集委員会、太田公民館運営審議会、太田校下児童育成クラブ運営協議会、太田小学校PTA
事業内容	少子高齢化や小学校合併など、地域の魅力を次世代に伝えることの重要性が高まる中、郷土誌を作成し、地域の歴史・文化について学習する機会を設け、地域の未来を考える。		
事業名 〔連携主体名〕	ヒカリズム2023〔ヒカリズム実行委員会〕		
代表団体	医療法人社団紫蘭会 医療法人光ヶ丘病院	連携団体	株式会社能作、株式会社山口久乗、株式会社宮津商店
事業内容	瑞龍寺で高岡銅器を使った音楽フォーラムを開催し、医療と禅と芸術の融合を発信していく。また、医療・介護現場や予防医学の領域で、高岡銅器の可能性を研究・調査する。		